

ガイドラインの実施等に関する履行状況調査結果一覧(第2次報告)

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
【国立大学】			
北海道大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に納品検収センターの設置、関係規程等が整備されている。</p> <p>今回、複数の部局にわたり、多数の教員が関与する不正事案(業者に対する預け金、別の物品を納入させる品名替え)が発生したことを踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①教員に対する取組(講習会の受講、誓約書の提出の義務化等)、②業者に対する取組(入出構管理、会計帳簿等の提出の義務化等)、③検収体制の強化(事後抽出、第三者による確認の徹底等)、④インターネット利用による調達制度導入の検討等の取組が順次講じられているが、ガイドライン制定以降も続いた事案も多数あることに鑑み、今後もこれらの体制を一層維持・発展させるとともに、継続中の不正に係る調査については、速やかに調査を完了させ、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p> <p>また、本事案への対応を踏まえ、機関における実態説明や対応措置等に関する諸手続・体制等を含めた事後対応策についても、今後、改善・充実に努めることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 研究者の理解を深めるため、研究費の使用にあたっての複雑なルールをできるだけわかりやすく記載し、平成25年3月に研究費使用ハンドブックを作成し、全職員に配付するとともに、平成25年8月から、インターネット利用の研究費不正使用防止研修を実施し、教職員等の受講(理解度テスト20問正解した場合に受講完了)を義務付けるとともに、当該研修において、不正を行わない旨の誓約書に同意することも義務付けている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 業者との癒着防止対策として、以下の取組等を新たに実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月から、主要取引先を対象に、納品受付センターにおいて、構内に入出構する車両への積載物の確認及び営業担当者等の入出構管理を実施している。 ・平成25年3月から、一般取引先に、適正取引に関する誓約書の提出を義務付けている。 ・平成25年4月から、主要取引先の選定にあたっては、関係法令に基づく元帳・財務諸表等の保管状況、架空伝票の作成できない牽制体制の確立、営業担当者への教育状況等、コンプライアンス体制を審査している。 ・平成25年4月から、主要取引先に対し、本学に係る預け金等不適切な取引の有無を確認するため元帳や財務諸表等の会計帳票類の提出を義務付けている。 ・平成25年3月から、主要取引先が納品する理化学関係消耗品を対象として、納品受付センターでの納品確認時に、納品物品に油性ペイントでマーキングし、不正使用のための反復使用を防止している。 ・平成25年3月から、本学での資産管理対象物品の適正管理や架空納品への牽制を図るため、資産管理物品(10万円以上の備品)に付されているシリアル番号を納品書へ附記することを義務付けている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正使用申立て窓口を学外の法律事務所に委託して設置し、ホームページにより周知を図っている。 	<p>○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ 複数の部局にわたり、多数の教員が関与する不正事案が発生したことを踏まえ、コンプライアンスに対する大学のガバナンスの一層の強化、教員個々の意識改革の問題に改めて取り組むこと。</p> <p>○ 本事案への対応を検証の上、機関における実態説明や対応措置等に関する諸手続・体制等を含めた事後対応策の改善・充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
北海道教育大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成18年度に「研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則」を制定し、責任体系、調査・通報体制等を含め、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)が発生したことを踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①年間を通じた研修会・説明会の開催、②全教員に対する包括的な誓約書提出の義務化、③検収体制の強化(納品物品の反復使用、機器の架空修理の防止策等)、④内部監査の強化(定期的に現物確認)等の措置が順次講じられているが、ガイドライン制定以降も続いた事案であることに鑑み、今後もこれらの取組・体制の運用実態・効果等をモニタリングしつつ、一層維持・発展させるとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進し、その定着化を図っていくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(2)職務権限の明確化</p> <p>○ 競争的資金については、会計規則等で、機関経理することが明確化されており、発注及び検収業務は、全て事務部門が行う責任体系が整備されている。</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 平成25年度から、教員及び関係職員を対象に、研修会・説明会の受講機会の充実(年3回開催)を図り、使用ルールの徹底を図るとともに、教員には必ず1回の出席を義務づけることとし、出席しない教員には次年度の教員研究費を含め競争的資金等の申請・使用を認めないこととしている。また、平成24年度から、全教員に対して、全ての研究費に関して不正使用を行わない旨の包括的な誓約書の提出を義務付け、意識啓発を図るとともに、取引業者からも誓約書を徴することとしている。</p> <p>(4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 「研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則」(平成19年3月制定)により、研究費不正使用・研究活動に関する不正行為を一本化して運用する窓口・調査体制・手続き等が明確化されている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 今回の不正発生要因を踏まえ、平成24年4月から、納品物品の反復使用による検収を防止するため、納品検収時に購入物品への「検収印」の押印または「検収シール」を貼付することとしている。また、平成25年1月から物品の修理契約については、架空修理や水増し修理を防止するため、メーカーからの修理報告書の添付を義務づけている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、運営・管理責任体系、通報窓口・手続き、行動規範、関係諸規程など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.hokkyodai.ac.jp/research/research-fusei.html)</p>	<p>○ 再発防止策を含め、不正防止計画の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
東北大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費の適正な運営・管理のための大綱」を制定、平成20年度に「研究費不正防止計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制等が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(事務職員がパソコン等の物品を検収後に業者に売却し、その代金を領得)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①取得価格50万円以上の物品から取得価格10万円以上の物品に管理対象を拡大、②固定資産(取得価格50万円以上の物品)の実査を強化、③内部監査における取得物品の現物確認の実施などの措置が講じられている。</p> <p>しかしながら、売却された物品には取得価格が10万円未満のものもあること、また、50万円未満の物品の現物確認については、取得した年度の翌年度に実施される内部監査において実施されるのみであり、それ以降の現物確認等の管理方法について明確に定められていないことから、ガイドラインの改正内容を踏まえて、十分な再発防止策を講じることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知するために、「経費執行ハンドブック」を作成・配付・公開している。 (3)関係者の意識向上 ○ 説明会等において、研究費の大部分の原資が税金であり、研究費の使用には社会的説明責任を負うことなど研究費の不正使用について教員に対して説明するとともに、リーフレット(「研究者の作法」)の配布等を行っている。 ○ 平成25年度から「研究費の適正な経理等に関する申告書」を本学の教員等全ての研究者から提出させることにより、研究費の不適切経理の有無について実態を確認することともに、研究費の経理等に関する理解度チェックを実施し、研究費の一般的な使用ルールの浸透度の把握や今後の研究費不正使用防止等の取組への活用に向けている。 <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「研究費不正使用防止計画」の策定に当たっては、不正の要因把握のために、教員に対してアンケート調査を実施している。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算照会システムを導入し、全ての教員が自分の研究費予算の執行状況を随時把握できるようになっている。 ○ 検収業務においては、全ての物品に対して必ず現物確認を行うとともに、納品書と現物の照合を原則として検収センターの事務職員に行わせることにより、当事者以外によるチェックが有効に機能するように図っている。 ○ 教員等が旅行後に提出する旅行報告書に「成果」欄を設け、実際に旅行した者にしか知り得ないような事実を具体的に記載させることにより、旅行の真実性・実在性を確認しようと努めている。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査の実施に当たって、監査の質を一定に保つため、監査手順を示した実施要領を作成しており、新たに明らかになった不正を発生させる要因等を考慮して毎年その内容を更新し、監査に臨んでいる。 ○ 監査室は、監事、会計監査人及び財務担当理事との間で四者協議会を定期的に開催し、相互の連携を強化している。 ○ 監査報告の取りまとめ結果については、運営企画会議や部局長連絡会議において報告するほか、監査室のWebサイトにおいて公開するとともに、メールマガジンに掲載したり、内部監査事例集(冊子体として配布するとともに、Web上にも掲載)において問題点や対策を分かりやすく説明するなどしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、十分な再発防止策を講じるとともに、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
東京大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に研究費の不正使用防止のため、「競争的資金等の不正使用防止に関する規則」(平成19年9月)を制定し、責任体系、管理・監査体制等が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)が発生したことを踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、平成20年6月に策定した「研究費不正使用防止計画(第一次行動計画)」に沿って研究費の運営・管理を行うよう、更なる周知徹底を行うとされているが、ガイドライン制定以降の事案であることに鑑み、今後もこれらの体制を一層維持・発展させることが求められる。また、継続中の不正に係る調査については速やかに調査を完了させ、かつ、一部の事案については関係資料が捜査当局に押収されているため、調査を進展させることが困難な状況にあるが、調査が可能な状況になり次第、速やかに調査を完了させ、不正事案が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえ、近時の事案の発生要因への対応も含めた不正使用防止計画の改定なども含め、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが必要である。</p> <p>さらに、一部の部局では、納品時の事務部門の確認や研修の受講管理などの創意工夫ある取組が見られるが、今後、これらの取組を大学(組織)全体に波及していくことが求められる。</p> <p>なお、本事案等への対応を踏まえ、機関における実態解明や対応措置等に関する諸手続・体制等を含めた事後対応策についても、今後、改善・充実に努めることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールの周知、研究室からの事務部に対する質問・要望などの聴取、相互の情報共有を推進するため、「研究室キャラバン」(地方施設を含め、約100研究室を対象)を実施し、対面により、コンプライアンス意識の向上に努めている(農学生命科学研究科)。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納品検収を確実に実施するための部局独自の工夫として、調達業務事務担当者が、自動日付受付機により、納品物確認・受付を実施している(理学系研究科)。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「競争的資金等不正使用に関するホットラインに関する規則」に基づき、学内外に通報窓口(「競争的資金等不正使用に関するホットライン」)を設置し、不正使用に係る調査について実務上の責任と権限を持つ「統括調査責任者」(最高管理責任者が指名する理事)に伝達する体制が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に教職員及び取引先に対して実施した預け金等の調査及び税務調査等により発覚した過去の不正使用事案に関する精緻な調査等を通じて過去の研究費不正使用の要因を究明し、それを踏まえた再発防止策等を盛り込むこととしている不正防止計画の改定などの取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について組織的に点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ 納品検収体制について、研究室の予算責任者(教授、准教授、講師等)が、研究室に所属する教授、准教授、講師、短時間勤務有期雇用教職員、派遣職員、博士課程学生、事務部職員等から納品検収責任者及び納品検収補助者を指名し、実施しているが、発注者の影響を排除した実質的なチェックが機能する仕組みとして改善・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
東京海洋大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究活動等に係る不正行為の防止等に関する規則」、「不正防止計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①専任の事務職員による検収業務体制を整備(検収デスクの設置)、②検収後の持ち帰りを防止するため、必要に応じて検収の数日後に現物確認を実施、③新規に取引を行う業者に対する協力依頼等を徹底、④他機関の不正事例や処分状況について構成員に随時情報提供、⑤雇用者本人が業務終了後に報告書(出勤表)を担当部署に持参することを徹底、⑥旅費について宿泊先の領収書又は宿泊証明書提出を義務化などの措置が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等について検討・充実に努めることが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の執行状況を検証できる体制等を整備しており、各研究者及び事務職員は、財務会計システムと連携した予算執行照会システムにより、随時執行状況の把握、検証を行っている。 ○ 平成24年6月から更なる納品チェック体制の強化として、「検収デスク」を設置し、専任の事務職員の検収担当者による検収業務実施体制に改めている。 ○ 検収後の業者の持ち帰りを防止するため、消耗品について、検収して数日後に適宜抜き取りで、研究室等における現物(直ちに使い切るものは除く)の有無の確認を行っている。 ○ アルバイトの勤務管理について、業務者本人が実施済報告書を事務担当者へ提出することとし、その際、業務者本人に業務内容と報告書に齟齬がないかを事務担当者が確認することとしている。 ○ 庶務担当部署に提出された旅行命令伺等の書類のチェックを徹底し、研究者ごとに出張計画表(グループウェア)に出張先・期間を登録・管理している。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監事、会計監査人及び内部監査部門による合同監査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 機関外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
福井大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費等の取扱いに関する規則」を制定、平成20年度に物品の納品検収を行う検収室を設置、平成22年度に「不正防止計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不適切事案(旅費(宿泊料)の過払い)について、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①旅費マニュアルを見直し、旅費の手続を明確化、②旅費について宿泊の事実を証明する書類(領収書又は宿泊証明書)の提出を義務化、③研究費を正しく使用するためのポイントやルール等を分かりやすく示した研究費使用ハンドブックを作成などの措置が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 不十分な理解から生じる研究費の不正・不適切使用を防止する観点から、正しく研究費を使用するためのポイントやルール等をできるだけ分かりやすく示した「研究費不正・不適切使用防止の手引き～研究費を適正に使用するために～」を作成し、不正・不適切使用防止の啓発活動等で活用している。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 予算の執行状況については、財務会計システムにより契約担当部署が実態に即した支出になっているか日常的に確認を行っている。また、予算執行に遅れが生じないよう、決算担当部署が月次決算等によりモニタリングを行い、財務施設委員会が早期執行並びに計画的執行を全学的に促し、問題がある場合は、研究者に対し個別に指導を行っている。</p> <p>○ 平成20年12月より、発注者とは異なる独立した組織として、物品の納品検収を行う「検収室」を設置して検収体制の充実を図っている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、管理運営体制、相談・通報窓口、不正防止計画、関係諸規程など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/foul/expense2.html)</p> <p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるように会計監査人とは必要に応じて連携をとり、監事・監査室・会計監査人による定期的な三者協議会を開催した上で、監査方法等について協議し、それぞれの立場による業務監査を実施している。</p>	<p>○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
静岡大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費等の運営・管理に関する基本方針」、「研究費等管理規則」を制定、平成20年度に「研究費不正防止計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(学生を利用した謝金の虚偽請求)について、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①従事者への事前説明の導入、②労務管理簿の確認方法の変更(労務管理簿等を事務部門が管理し、従事状況の日々の確認を実施)、③従事状況の抜き打ち検査の実施、④従事者向けの相談窓口の周知強化などの措置が講じられているが、ガイドライン制定以降の事案であることに鑑み、今後もこれらの取組・体制の運用実態・効果等をモニタリングしつつ、一層維持・発展させるとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>○ ルールを分かりやすく記載した「研究費の使用ハンドブック」、ルールのポイントを記載した「リーフレット」及び研究費管理に関するFAQ「よくある質問」を作成、教職員に配布するとともに、学内ホームページに掲載している。「研究費の使用ハンドブック」については、定期的に内容を見直した上で改正し、ホームページを更新している。内容の見直しに当たっては、毎年、契約担当部署及び研究活動支援担当部署に、ルールと運用の実態が乖離していないか等の観点から確認を依頼し、その結果を反映させ随時更新している。</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 研究費の不正経理に関する基本的な事項を確認するためにYES、NOで回答する方式の研修と、教員が研究費の不正に関して、どれくらい理解しているかについてアンケート方式により確認する研修の2部構成からWeb研修を実施している。</p> <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】</p> <p>○ 不正を発生させる具体的な要因等について把握・分析し、「研究費不正防止計画」に対策を反映するとともに、「研究費不正防止計画」に基づき、より具体的な実施事項をWGにおいて策定・実施している。具体的な実施事項については、進捗管理シートにより計画の進捗状況を管理するとともに、年2回、監査法人を交え、進捗状況の確認を行い、助言を受けている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 関係部局の収支照会一覧を閲覧できる機能を会計システムに搭載し、各研究者の研究費の執行状況をモニタリングできる仕組みを作っている。この収支照会一覧により、各部局責任者が自部局の予算執行状況を閲覧するとともに、財務・契約担当部署及び研究活動支援部署においても、執行状況を確認し、執行が遅れている研究課題等について状況や支出経費の誤りを年複数回確認する等、各部署間で連携したモニタリングの取組を行っている。</p> <p>○ 従事者に対し、従事期間開始前に事務部門の担当者との面談を義務付け、事務部門から従事上の注意事項を説明し、従事者にルールに対する最低限の認識を持たせている。</p> <p>○ 労務管理簿等を事務部門が管理し、従事状況について日々確認するとともに、従事状況の抜き打ち検査を実施している。</p> <p>○ 平成25年度から、出張報告書に出張先の電話番号記載欄を追加する様式の改正を行い、出張計画の実行状況に疑義が生じた場合には、出張先に問合せができる体制としている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ 機関内外からの通報(告発)を受ける窓口として、公益通報窓口である広報室が当たっている。また、学外窓口として、平成25年4月に顧問弁護士による窓口を設け、より通報しやすい環境づくりを行っている。なお、通報窓口は、ホームページで学内外に広く周知するとともに、平成24年度には、相談窓口、通報窓口を掲載したポスターを作成し、検収センターや各部局へ掲示する等周知に努めている。</p>	<p>○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
名古屋大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費等の不正防止体制に関する規程」(平成19年10月)等を制定し、責任体系、通報・調査体制等を含め、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(旅費の二重請求、学生等に対する謝金・給与等の還流行為による不適切な会計経理)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①給与・謝金・出張等の勤務時間重複チェック体制の整備、②学生を含めた全ての構成員に対する不適切な会計処理(還流行為)の防止の周知徹底等の取組が講じられているが、今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>また、再発防止策について、今後実施予定とされている諸事項も含め、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、着実に履行するとともに、特に、学生に対する意識啓発のための取組については、あらゆる機会を通じ、定期的かつ継続的に実施することが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 全構成員を対象に、e-learning研修を毎年度実施し、研究費の適正使用に関する意識啓発、研究費執行のルールを周知している。また、併せて、理解度チェックテストを実施(8割以上正解した場合、合格)し、理解度のチェック及び理解の向上に取り組んでいる。(平成24年度受講率 全体98.0%、教員98.4%)</p> <p>また、本研修の受講を、科学研究費助成事業をはじめとする公的研究費等の申請要件としている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 「会計機関の補助者の職名指定及び事務の範囲を定める要項」により、教員による物品等の一定範囲の発注の範囲を明示し、「発注事務に係る届出書」の提出があった教員のみ発注を認めており、当該届出書において、発注できる範囲とそれに伴う義務及び責任を示している。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ 通報窓口として、学内(監査室)、学外(法律事務所)にそれぞれ設け、誰でも研究費等の不正使用に係る申立て又は情報提供をできる体制を整備している(匿名通報も可能)。</p> <p>○ ホームページにより、管理・運営責任体系、相談・通報窓口、不正使用防止計画、行動規範など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.respo.provost.nagoya-u.ac.jp/ja/researchfunding-fusei-ja.html)</p> <p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 内部監査とは別に、毎年度抽出方針(平成23・24年度は、支出内容について分析を行い、物品等の執行が年度末に集中している状況及び特定の業者からの調達が集まっている状況が認められる課題を抽出)を定め、支出を担当する部署(財務部)と研究活動の支援を担当する部署(研究協力部)が連携して、研究者に対して競争的資金等の適正な管理のためのモニタリングを当該部局の事務職員立ち会いのもと研究者に対して実施している。(平成24年度20課題実施)</p>	<p>○ 再発防止策については、今後検討・実施とされている諸事項も含め、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
京都大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定、平成20年度に「競争的資金等不正防止計画」を策定、平成21年度に納入物品を確認する検収所を主要キャンパスに設置するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)の多くは、ガイドライン制定以前の事案であるが、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①検収所の機能強化など第三者検収を徹底、②不正事案が発生した場合の調査体制、不正を行った者等に対する処分及び調査結果の公表等について明確に規定化、③大型設備等の調達手続を見直し、仕様策定や技術審査への当事者の影響を排除、④旅費関係書類に用務先に関する名称や場所等を具体的に記載すること及び署名することを必須化、⑤会議費等の支出基準を明確化、⑥法務、監査、処分、公益通報等の業務を連携して行う法務・コンプライアンス課を設置などの措置が講じられている。</p> <p>また、不正が発生した部局のみの取組として、他機関が管理する研究費で購入された物品が自機関に納品される場合又は自機関が管理する研究費で購入された物品が他機関に納品される場合を利用した不正事案に対する再発防止策として、双方の機関の事務部門による検収について協力体制を構築することとしている。</p> <p>なお、一部の事案については関係資料が捜査当局に押収されているため、調査を進展させることが困難な状況にあるが、調査が可能な状況になり次第、速やかに調査を完了させ、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえて、十分な再発防止策を講じるなど、今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争的資金等の研究費使用に際し、会計手続の理解不足等から生じる研究費の不正・不適切な使用を防止する観点から、機関における会計ルール及び資金ごとの使用ルールをできるだけ分かりやすく示し、教職員の会計諸制度への理解を促進するため、「研究費使用ハンドブック」を作成・配付・公開している。 (3)関係者の意識向上 ○ e-learning研修を実施するとともに、理解度チェックを実施し、競争的資金等のルールなどを教職員がどの程度理解しているか確認している。 <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者が研究費の管理や確保に苦心することが少なくなるよう、大学独自財源により多くの研究費支援を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度開始4月1日からの研究継続及び年度途中の研究開始のために競争的資金等を交付前資金として大学が立替支援(平成17年度から実施:平成23年度実績は5,474件、総額179億円) ・ 若手研究者へのスタートアップ研究費支援(平成17年度から実施:延べ約500件、2.9億円)。 ・ 競争的資金が一時的に確保できなかった場合の支援(平成20年度から実施:延べ115件、3.2億円)。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計システムにより、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにしている。 ○ 検収所における検収業務について、昼休憩の時間帯(12時～13時)も実施することにより、業務開始から業務終了まで中断することなく実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
大阪大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「競争的資金等の取扱いに関する規程」(平成19年11月)等を制定し、公的研究費の管理・監査体制を整備している。その後、近時の不正事案への対応等を踏まえ、「公的研究費の取扱いに関する規程」として改正し、管理・監査体制の充実を図り、運用されている。</p> <p>今回の不正事案(カラ出張・研究員等の給与の一部戻しによるプール金、業者に対する預け金)は、研究室内の教員・学生等への指示により、不正事案が長期にわたり行われた。</p> <p>本事案を踏まえ、教職員の公的資金使用に関する意識改革の徹底のため、①再発防止のためのリーフレット(研究費使用ハンドブック)の改訂・全教職員へ配布、②全教職員から誓約書を徴取、③不正使用があった場合の氏名公表、④教員を対象とした研修会への参加義務付けなどの措置を講じるとともに、不正使用防止に係る制度・組織体制の見直し・強化を図られている。</p> <p>今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくとともに、これらの取組に対する研究現場の意見・ニーズ等も踏まえつつ、運用実態・効果等をモニタリングし、再発防止に向けた実効性ある取組として定着化を図っていくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正の発生状況に対応し、「競争的資金等の取扱いに関する規程」を「公的研究費の取扱いに関する規程」に改正し、管理・監査体制の対象経費を運営費交付金、奨学金寄附金、補助金、委託費等を含む、全ての経費を対象としている。 (3)関係者の意識向上 ○ 公的資金の不正使用を行わない旨の誓約書の提出を就業規則において明確に位置付け、意識付けを図るとともに、教員を対象とした研修会への参加を義務化している。 (4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ○ 不正使用を行った場合の氏名の公表について、「研究費等の不正使用に関する調査等の取扱い規則」を改正し、今後研究費の不正使用があった場合は氏名を公表することを基本とし、その他の情報についても不開示情報を除き公表することとしている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員発注(1契約50万円未満)に係る全ての納品検収について、明確な取扱いルールを定め、事務部門による納品事実の確認を実施する体制を整備している。 ○ 旅費について、出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認できるようにするとともに、他機関との旅費の二重払いの防止について、旅費システムの申請画面に「他機関から経費が出ていない」ことを確認する確認項目を設けるなど、チェック体制を整備している。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにより、管理・運営責任体系、相談・通報窓口、不正使用防止計画、行動規範など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi) <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査室の体制を強化(平成23年4月から、2名増員し、5名体制)し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大(受給件数の20%以上)するとともに書面監査に加えて、教員、旅費受給者、秘書等に対するヒアリングに重点を置いた監査の実施や、従来の抽出方法に加え、獲得件数の多い研究者、獲得金額・獲得件数の多い研究室、消耗品や旅費の執行率が高い研究課題など多視点からの監査を実施している。また、取引業者に対しても、債務額を適正に把握するため、50社に対してブラインド方式による債務残高調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、改定した不正使用防止計画に基づき、その運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
【公立大学】			
札幌医科大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「ガイドラインに基づく体制整備について」において責任体制等の整備(平成23年4月廃止)が行われ、平成23年4月に新たに「競争的資金等の使用に関する不正防止プログラム」において適正な管理・執行体制を構築し、不正な使用等の防止プログラムが制定されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定前の事案であるが、事案を教訓とし、発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①毎年度、教職員に対して職員倫理の向上や研究費の適正使用に関する意識啓発、財務会計規程及び不正防止プログラム等の周知徹底、②消耗品の持ち帰り防止のための在庫確認、③財務システムを改善した研究費の適正使用の構築が行われている。</p> <p>今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組とともに、外部への情報公開などを着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費の適正な管理を行うため、財務会計システムを改修し、指定月の予算執行率が計画率に満たない場合、システムの画面上にアラームを表示させる機能を整備した。 ○ 消耗品の持ち帰り防止のための措置として、納品された消耗品の在庫確認を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ホームページへの掲載については、「手引き」、「相談窓口」、「通報窓口」(連絡先)、「取引業者に対する処分」(取引停止等の取扱・手続きを含む)なども含め、取組全般に関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載するなど、更なる充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
横浜市立大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「検収センター」を設置し「預け」の起こらない体制を構築するとともに、「研究費の不正使用防止の実行方針」を制定し、研究費の管理・監査体制の充実が図られている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定前の事案であるが、改めて教職員への注意喚起を行い、不正の起こらない仕組みを尚一層推進するとともに、内部監査において備品の所在確認、取引業者に対する照会等による実態確認を行うこととしており、今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適切な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 研究費の事務処理の明確化・統一化に向けた「研究費の取扱に関する規程」及び「研究費の取扱に関する要綱」が定められ、科学研究費については、「科学研究費補助金の取扱に関する規程」が別途定められている。教職員向けの「研究費執行マニュアル」が作成され、具体例を挙げルールに沿った執行が行えるよう工夫が図られている。また、研究費ルールを内容をコンパクトにまとめた「研究費ハンドブック」を教員に配布し、ルールの全体像を簡潔に周知している。</p> <p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>○ 毎年度人事課において職員配置計画の一環として各部署のヒアリングが実施され、職務権限の実態把握が行われている。</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>○ 毎年「諸規程に則り、研究費の使用にあたり不正行為を行わない」旨を盛り込んだ確認書の提出を研究者に義務付け、更なる意識向上に努められている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 財務会計システムにおいて事務局による研究費の執行管理が行われ、研究者はWEB上で把握できるシステムとなっている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、実行方針、運営・管理責任体系、研究費の使用に係る確認書、検査・検収体制など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/outline/kenkyuhi_guideline.html)</p> <p>○ 通報・相談窓口を法人外の民間機関に一元化し、通報案件の処理(受理、調査等)は、外部有識者(弁護士2名)からなる「内部通報制度委員会」が実施している。</p>	<p>○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
都留文科大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費内部監査実施要領」を作成し、監査方法を定め、平成21年度に「公的研究費の不正防止に関する取扱規程」を制定し、責任体系、運営・管理体制等が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(旅費の不適切受給)が発生したことを踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、会計運用ルールを改訂し、出張については提出する根拠書類を明確化した。また、ルールの周知を繰り返し行い、教職員の意識向上、認識の統一を図り、内部監査実施要領を改正し、留意項目として注記している。</p> <p>今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 「会計運用ルール」により、分かりやすい事務処理手続の明示に努めるとともに、必要に応じその内容について見直しを行っており、科学研究費を含む全てに適用するルールとして教職員への周知が行われている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ 「公的研究費の不正防止に関する取扱規程」により、運営・管理責任体系など方針を明らかにするとともに、相談・通報窓口、諸規程など機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.tsuru.ac.jp/jyourei/20140312/aggregate/catalog/index.htm)</p>	<p>○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
下関市立大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費の不正防止に関する規程」を制定し、責任体系、運営管理体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(旅費の不適切受給)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、「職員等旅費規程の取り扱いについて」の改正による航空機利用の場合の領収書と半券提出を必須としており、今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 「公的研究費の不正防止に関する規程」、「教員の懲戒等の手続に関する規程」を定め、公正、かつ透明性の高い仕組みを構築している。</p> <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】</p> <p>(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>○ 「公的研究費に関する不正防止計画」において、コンプライアンスの徹底として行動規範、関係規程の周知徹底、意識向上を図り、関係規程を遵守する旨の誓約書の提出などが計画されている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、運営管理の責任体制、公的研究費の不正防止に関する規程、科学研究費補助金事務取扱要領などの諸規程が学内外に公開されている。(http://www.shimonoseki-cu.ac.jp/hojin/kitei.html)</p>	<p>○ 再発防止策を含め、不正防止計画の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
【私立大学・短期大学】			
千葉工業大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「内部監査規程」の制定、「不正防止計画推進部署」の制定など、責任体系及び事務組織の職務権限の明確化し、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回、多数の教員が関与する不正事案(期ずれ、品転、預け金)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①誓約書の徴取、②学内に発注・検収室を設置、③検収方法の見直し、④年度末に業者との取引金額確認、⑤内部監査体制と研究費モニタリングの強化などの取組が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 「公的研究費使用の手引き」により、研究者及び事務職員にルールの周知を行い、毎年度関係課室の協議及び研究者からの要望等を反映し、研究し易い環境整備や実態との乖離を防ぐ対応が行われている。また、ホームページからダウンロードし研究者、事務職員ともに利用できることとしている。</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>○ 従来研究代表者のみ徴取していた不正使用を行わない旨の誓約書を、平成25年度からは全常勤研究者から徴取されている。</p> <p>(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 「懲戒処分の情報公開に関するガイドライン」により、懲戒の種類に応じた情報公開(氏名、職名、対象となった行為・処分内容)が定められ公開されている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 取引業者から不正を行わない旨の誓約書を徴取するとともに、取引金額が一定額以上の納入業者については、事務局による納品書と納入業者の売上元帳との突合が行われている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、管理責任体系、相談・通報等窓口、不正防止計画、行動規範、懲戒処分の情報公開に関するガイドライン、公的研究費使用の手引き、諸規程など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.it-chiba.ac.jp/institute/compliance/index.html)</p>	<p>○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
<p>青山学院大学</p>	<p>ガイドラインを踏まえ、平成20年度に「公的研究費の管理・監査実施体制に関する内規」、「公的研究費の使用に関する内規」を制定し、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①教員発注による調達・検収についてのチェック・指導体制の整備、②全品検収の実施と検収センターの設置等の取組が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>なお、本事案等への対応を踏まえ、機関における実態説明や対応措置等に関する諸手続・体制等を含めた事後対応策についても、今後、改善・充実に努めることが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の事案を踏まえ、 ・ 「公的研究費の使用に関する内規」を改正し、「検収」に関して、従前は対象金額を定めていたが、金額を撤廃し、消耗品までを含めた全品検収体制とした。 ・ 機器の修理費や保守費の確保のため、不正が発生したことを踏まえ、「公的研究費の使用に関する内規」を改正し、修理費や保守費に対する学内予算制度に関して、学部共通予算により、修理や保守の費用を確保し、必要になった場合には詳細な見積書を添付して申請・支援する制度を整備している。 ・ 納品検収や物品管理の仕組みについて、再検討し、青山、相模両キャンパスに検収センターを設置するとともに、今後、体制等を検討の上、公的研究費以外の研究費についても、全品検収体制を敷くこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、今後検討・実施とされている諸事項も含め、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 「科研費支出取扱いハンドブック」の作成やそれに基づく申請者に対する説明会は開催されているが、今回の事案(科研費以外の公的研究費)を踏まえ、公的研究費全般に関するルールの周知のための啓発資料や広く関係者の意識向上を図るための機会の充実に努めること。 ○ 本事案への対応を検証の上、機関における実態説明や対応措置等に関する諸手続・調査体制(第三者の参画)等を含めた事後対応策の改善・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
<p>北里大学</p>	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費の運営・管理に関する取組指針」、「公的研究費取扱規則」を制定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>不正に係る調査については継続中であり、速やかに調査を完了させ、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえて、十分な再発防止策を講じることが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等について検討・充実に努めることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ルールの明確化・統一化 ○ 公的研究費適正使用推進室が各部門に「出張キャラバン」を派遣して、各種相談対応、各種規程・ルールの浸透度の確認、意見交換による改善点の把握などを通じて情報収集を行い、改善に繋げる体制を整備している。 (3) 関係者の意識向上 ○ 競争的資金に携わる全教職員から「誓約書」を提出させ、競争的資金の原資が国民の貴重な税金であることを改めて認識させるとともに、研究において不正を行わないことを宣誓させている。また、不正が行われた時は厳正な処分を受けることを認識させている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費経理管理システムを全部門に導入するとともに、研究費の計画的な執行ができるよう書面で通知し、必要に応じて事務長、学部長等から改善指導を行っている。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モニタリングについて、定期的に実施するほか、随時(抜き打ちで)実施することにより、発注・検収などの実情を検証している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正防止計画については、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ 機関外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ 不正に係る調査を速やかに完了させるとともに、本事案への対応を検証の上、機関における実態説明や対応措置等に関する諸手続・体制等を含めた事後対応策の改善・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
<p>工学院大学</p>	<p>ガイドラインを踏まえ、平成20年度に「公的研究費の管理・監査の体制に関する規程」等を制定し、責任体系、職務権限等を含め、公的研究費の運営・管理体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、①発注・検収体制の見直し・強化並びに購買プロセスの「見える化」、②不正使用防止のための意識向上、③学内予算制度の改善、④取引業者への不正取引防止の働きかけ、⑤内部監査体制の強化などの取組が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ルールの明確化・統一化 ○ 研究費に関する手続き、使用するフォーム及び諸規程等のルールについて「研究費使用マニュアル」を作成し、全研究者及び事務職員に周知するとともに、ポータルサイトから諸規程及び使用フォームは全教職員が閲覧、ダウンロードできるように整備されている。 (3) 関係者の意識向上 ○ 公的研究費に対する認識を浸透させるため、①不正使用防止対策説明会への出席の義務付け、②理解度向上のためのアンケート、③アンケート提出者に申請・使用を認めることとしている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにより、運営・管理責任体系、相談・通報窓口、研究費使用マニュアル、不正防止計画、行動規範、諸規程制など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/illegal_prevent.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
<p>上智大学</p>	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「科学研究費助成事業事務取扱要領」等を制定し、平成23年度に「研究費の適正な使用・管理のガイドライン」が制定され、責任体系、相談・通報窓口の設置など公的研究費の使用・管理体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、①不正使用防止啓発リーフレットや「研究費使用ガイドブック」の作成、周知、②検収ステーションによる全品検品・検収、③取引業者に不正取引に関与しない旨の誓約書の提出を求めるなどの措置が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 関係者の意識向上 ○ 不正使用防止意識の啓発のため「研究費の不正使用防止リーフレット」を作成し、日英併記として外国人研究者にも配慮されている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算執行については、科研費システム、財務システムに研究課題毎に管理が行われ、予算執行状況を検証できる体制・仕組みが整備され、研究者に対して適宜確認が行われている。 ○ 一定額以上の取引のある業者については、不正使用に関与しない旨の「誓約書」を求めている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにより、不正防止計画、「研究費の適正な使用・管理のガイドライン」による管理責任体系、「研究費使用ガイドブック」による相談・通報等窓口、諸規程など機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.sophia.ac.jp/jpn/research/sunivrrsc/kenkyuhikanri) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
昭和薬科大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費不正使用防止基本方針」が策定され、公的研究費の管理・運営体制の整備がされている。</p> <p>今回の不正事案(品転、業者に対する預け金等)を踏まえ、①全品検収制度の確立、②発注書の導入による品転防止、③全職員及び取引業者からの法令や関係規程を遵守する旨の誓約書の提出などの措置が講じられている。今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>なお、不正防止計画の策定や通報制度の学外への公開方法・手続きなどについては、更に検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常勤職員の勤務状況はIDカードリーダーや出勤簿を事務室に置き事務職員が確認できるようにしている。研究者(教員)IDカードで出勤確認をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ 不正防止計画については、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ ホームページへの掲載については、基本方針、責任体系、マニュアル、相談窓口(連絡先)、告発窓口(手続き等)、取引業者に対する処分(取引停止等の取扱・手続きを含む)なども含め、取組全般に関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載するなど、更なる充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
成蹊大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費の取扱いに関する申合せ」、「研究費等管理規則」を制定、平成21年度に「公的研究費不正防止計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)について、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①検収デスクの新設(検収を専門とする職員を配置し、全ての物品の検収を実施)、②定期的な監査以外のモニタリングの実施、③研究者に対する誓約書提出の義務化、④不正防止研修会の実施、⑤取引業者への使用ルール等の周知徹底、⑥倫理規範の周知徹底、⑦公益通報者保護制度の周知徹底などの措置が講じられているが、ガイドライン制定以降も続いた事案であることに鑑み、今後もこれらの取組・体制の運用実態・効果等をモニタリングしつつ、一層維持・発展させるとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等について検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的研究費を含む研究費の執行に当たっては、研究者に使用ルールを遵守するとともに不正行為を行わない旨の誓約書を毎年度提出させている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検収デスクを設置し、検収を専門とする事務職員を配置の上、平成24年10月から、公的研究費については1円以上の物品すべての納品確認、検収を行っている。さらに、平成25年4月から、学内研究費についても1円以上の物品すべての納品確認、検収を行っている。 ○ 検収に当たっては、検収印及び検収者の押印を徹底することで責任の所在を明確にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 機関外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
中央大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に納品検収センターの設置など、一定の管理・監査体制の整備は進められているが、不正使用に関する関係規程が十分整備されていないなどの状況が課題として挙げられている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金、買掛金(物品を先行納品させ、その支払いを次年度に行う会計処理))は、ガイドライン制定以前の事案であるが、機関として、発生要因やこれまでの体制整備の課題を踏まえ、抜本的な体制の整備・充実を図るため、①公的研究費の適正使用に関する規程等の策定、②関係者の意識向上のための研修の定期的な実施等、③研究費管理システムの導入などの措置が予定されている。</p> <p>今後、これらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくとともに、課題として挙げられている基盤的な諸規程の整備、外部への公開などについては、ガイドラインの改正内容を踏まえ、十分な検討と早期の履行が求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的研究費の適正使用の推進を目的として、研究費の不適切使用とは何か、不正使用の事例や大学の不正防止に関する取組状況等を研究者向けに分かりやすくまとめた「公的研究費適正使用ハンドブック」を新たに作成し、教員向け研修会等で周知している。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回不正事案の発生した部局において、学内研究費も含め、全て事務部署での納品確認体制に移行するとともに、全学的に研究費管理システムを導入し、システム上で、研究者毎に複数の研究費を管理し、残高管理、執行状況の確認、報告書出力を簡略化する体制を整備することとしている。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査室による監査の他に、会計の専門知識を有する外部監査法人に通常監査(全研究課題の10%程度)・特別監査(通常監査の10%程度)を依頼し、内部監査とは異なる視点からの監査を実施している。外部監査法人による特別監査では、研究者本人に研究遂行状況、物品の現物確認、研究課題との関わりについてヒアリングを行う等、複合的な監査を行うことにより監査の質を保証するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書に課題として挙げられている事項及び再発防止策の実施計画全般について、着実な検討・履行に努めるとともに、今後、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ホームページへの掲載については、制定予定の各種規程、通報窓口・手続き等も含め、取組全般に関する諸規程等を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載するなど、更なる充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、検討中の諸事項も含め、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
東海大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に不正防止計画等が策定され、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(人件費の水増し請求によるプール金)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、事務部門による雇用管理の徹底、雇用者への通報制度の周知などの措置が全校舎で講じられている。今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>また、関係規程等も含め、取組状況全般について外部への積極的な情報発信に努めるとともに、このような事態が新たに確認されたことを踏まえ、管理・監査体制について、より具体化し、機関の構成員の意識を更に高めていくための取組を推進していくことが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子伝票システムを導入(5校舎)し、事務部門で執行状況管理及び把握がリアルタイムで行える体制を整備している。 ○ 今回の不正発生要因を踏まえ、全校舎で、人事担当部署から雇入通知書を含む書類の配布、雇用関係の説明等を直接雇用する本人に面談して行うよう改め、その際、雇用者本人の責務、不正の通報方法等を文書により周知し、研究補助者への牽制はもとより、研究者に対しても研究補助者に対する不正指示の牽制になるよう、業務フローを改善している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ ホームページへの掲載については、「行動規範」、「管理・運営体制」、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」(連絡先や手続きを含む)、「取引業者に対する処分」(取引停止等の取扱・手続きを含む)などとともに、これらに関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化の推進に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
東京家政大学・短期大学部	<p>ガイドラインを踏まえ、平成21年度に「科学研究費補助金に関する学内ルール」を改定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)について、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①検収制度の導入(3万円未満の物品は対象外)、②研究者に対する誓約書提出の要請、③取引業者に対する誓約書提出の要請、④学内予算の繰越制度の導入などの措置を講じている。</p> <p>しかしながら、3万円未満の物品に係る預け金も発生していることから、機関として実施を検討している全品検査又は補完的検査について実施するなど、ガイドラインの改正内容を踏まえて、十分な再発防止策を講じることが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等について検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の適切な執行に当たってのモラルの向上のため、全教員に対しすべての公的資金に関して不適切な使用をしない旨の包括的誓約書の提出を義務付けている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引業者に対して不適切取引をしない旨の誓約書の提出を要請している。 <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学内予算について次年度に繰り越して使用できる制度を導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、今後検討・実施とされている諸事項も含め、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 不正防止計画については、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ 機関外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
東京家政学院大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究活動の不正行為への対応に関する規則」、「研究活動の不正行為への対応に関する細則」等を制定し、公的研究費の管理・運営体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、物品発注は総務グループ職員が行い、検収は研究者、発注担当職員及び別の総務グループ職員の3名の立ち合いで行っている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等については、更に検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者には教授会を通じて、事務職員には部課長会議を通じて競争的資金等のルール等の説明を行い、周知を図っており、競争的資金の交付決定者には、関連規則及び要綱を手交し、周知するとともに、誓約書を提出させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ホームページへの掲載については、基本方針、責任体系、マニュアル、行動規範、取引業者に対する処分(取引停止等の取扱・手続きを含む)なども含め、取組全般に関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載するなど、更なる充実に努めること。 ○ 職務権限に応じた明確な決裁手続、行動規範、懲戒規程などの未整備の規程等については、速やかに策定すること。 ○ 本事案への対応を検証の上、機関における実態説明や対応措置等に関する調査体制・方法等を含めた事後対応策の改善・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
東京慈恵会医科大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費に関する管理規程」を制定、平成20年度に「研究費適正化推進計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>一部の事案については業者側の関係資料が捜査当局に押収されているため、調査を進展させることが困難な状況にあるが、調査が可能な状況になり次第、速やかに調査を完了させ、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえて、十分な再発防止策を講じることが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等について検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科研費について、研究者や事務職員が分かりやすい事務処理の手続等に関するルールを定めた「科研費ハンドブック」を作成している。また、学内の研究費使用ルールの統一化のほか、事務手続等の理解を深め、研究費の適正使用を徹底することを目的に、研究費の使用における留意事項等のポイント、ルールや承認権限の一覧表を掲載した「研究費使用ガイド」を作成、配布するとともに、学内イントラネットに掲載している。そのほか「研究費に関する主なQ&A」を作成し研究費の使用について周知を図っている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科研費については、補助金管理システムにより、研究者本人が自分のパソコンで適宜執行状況を確認することができるようにしている。 ○ 研究費による購入物品等の検収業務については、学内に納品検収所並びに納品検収窓口を設置し、原則全品検収を行っている。研究現場に宅配便等で直納された物品については、納品後検収所等に持参して検収を受けるようにしている。なお、検収所の開設時間外は研究支援課が対応している。 ○ 研究費で雇用する臨時研究職員の出退勤について、通常の勤務時間帯においては研究支援課等大学事務部門・病院事務部門が、時間外や休日においては警備室が出動簿を管理する体制で運用している。臨時研究職員が出勤した時と退勤する時には専用の出動簿に立会い者が確認の捺印をし、適正な勤務実態の把握に努めている。 ○ 科研費等の各種公的研究費以外にも、教育に関する競争的資金、大学が予算化した研究費について同様の取扱いをすることを原則としている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通報窓口を外部(弁護士)に設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機関外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
日本大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費等運営・管理ガイドライン」を制定し、研究費等の運営・管理体制の整備がされている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)を踏まえ、①研究者の研究費不正使用防止のための意識向上、②研究者による発注・検収制度の見直し、③保守契約の発注・検収作業の見直しなどの措置が講じられている。一部の事案については、業者側の関係資料が捜査当局に押収されているため、調査を進展させることが困難な状況にあるが、調査が可能な状況になり次第、速やかに調査を完了させ、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえて、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費の使用ルールを含む運営・管理については、「研究費等運営・管理ガイドライン」及び「研究費等運営・管理事項」により体系化され、各種規程等を踏まえた「研究費の取扱い手引き」を作成し、研究者及び事務職員に分かりやすく周知されている。また、Q&Aが盛り込まれにあり、毎年見直しアンケートを実施し、ルールと運用に乖離がある場合は、改正が行われている。 <p>(3)関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学部及び大学院の全て(19箇所)に「研究不正行為防止に関する学部訪問説明会」を実施し、研究者及び事務職員に直接公的研究費の適正使用の徹底が図れている。また、欠席者のフォローアップとして説明会のDVDを貸し出すこととしている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の執行状況については、財務・管財システムにより把握され、各学部の研究事務課において定期的に確認し、研究者に施行状況が通知されている。また、当初計画と比較して著しく遅れている場合等は、必要に応じ専門部会等において是正を促している。 ○ 癒着防止に向けた取組として、取引業者から不正を行わないよう誓約書が徴されている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年実施される研究費の内部監査において、対象課題の研究代表者に対し設問による理解度チェックが実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
立教大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費の使用・管理のガイドライン」を制定し、責任体系、使用・管理体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、このような事態が新たに確認されたことを踏まえ、一部未対象の研究資金や印刷物についても発注・検収センターにおいて発注・検収を実施などの取組が講じられている。不正に係る調査については継続中であり、速やかに調査を完了させ、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握し、ガイドラインの改正内容を踏まえて、不正防止計画の策定など十分な再発防止策を講じることが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算執行状況は、研究者の少額な直接発注を除き、発注段階から把握できる体制になっており、残額などWEBで確認できるシステムが整備されている。また、事務局による点検や研究者への指導が行われている。 ○ 「公的研究費利用による不正取引に対する措置規準」が制定されており、不正取引に関与した業者について、取引を停止する措置等について明確な規準が定められている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにより、運営・管理の責任体系、相談・通報窓口、行動規範、発注・検収センターの概要、諸規程など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。(http://www.rikkyo.ac.jp/research/initiative/policy/) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。 ○ 不正防止計画については、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
早稲田大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「学術研究倫理憲章」、「学術研究倫理に係るガイドライン」及び「研究活動に係る不正防止に関する規程」を制定し、順次、公的研究費の管理・監査体制の整備・充実が図られている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金、期ずれ等)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、このような事態が新たに確認されたことを踏まえ、今後、研究者に対する研究倫理の一層の推進(学術研究倫理オフィス及びオンデマンドコンテンツの見直し・強化、学外研究員へのオンデマンドコンテンツの閲覧の要請、共同研究プロジェクト関係者にその内容を閲覧させ、理解を義務付けるなど)や経理処理ルールの周知徹底を図ることとしており、今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>なお、不正防止計画の改定や通報制度の学外への公開方法・手続きなどについては、更に検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関が管理する全ての公的研究資金・教育資金について、規程による統一ルールにより、管理される体制となっており、冊子「研究助成ガイド」、研究ポータルサイト等により、各種手続き・ルールを体系的に整理し、全教職員に分かりやすい形で周知している。 <p>(3)関係者の意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年4月より、全教職員を対象に、セルフマネジメントセミナー「学術研究倫理セミナー」(オンデマンドコンテンツ・20分)を学内配信し、受講管理(未受講者には、受講完了までメッセージを送信、理解度確認テスト全20問正解で受講完了)を導入するとともに、公的研究費の申請時に全ての研究者から適正使用誓約書の提出を義務化するなど、教職員の意識と理解度の向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 学外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
松本歯科大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費運営・管理ガイドライン」等を制定し、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回、ガイドライン制定以前の事案であるが、多数の教員が関与する不正事案(業者に対する預け金等)が発生したことを踏まえ、機関として、発生要因を把握し、再発防止策として、①研究者・事務職員に対するルールの再徹底、②内部監査体制の充実(外部の公認会計士・税理士等を加えた内部監査の実施)などの措置が順次講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>なお、本事案等への対応を踏まえ、機関における実態説明や対応措置等に関する調査体制・方法等を含めた事後対応策についても、改善・充実に努めることが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から科研費管理システムを導入し、研究者及び事務職員がイントラネットを通じ、予算執行状況を遅滞なく把握できる体制を構築している。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な取引業者と取引基本契約を締結し、研究者から不正行為の打診があったときや不正行為の存在を認知した時は通報窓口(総務課)まで通報すること、大学が要請した場合には、売掛金台帳等の取引の経緯が分かる台帳を提出することなどを義務付けている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「管理課納品検収センター」を新設し、全品について、納品検収センター職員が、書類と納品された実物を確認する体制としている。また、センター職員による内容確認が困難な納入品(解析データ等)は、専門の知識を有する研究者の協力を得て検収を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 本事案への対応を検証の上、機関における実態説明や対応措置等に関する調査体制・方法等を含めた事後対応策の改善・充実に努めること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。
愛知大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成22年度に「公的研究費管理・監査規程」を制定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(旅費の虚偽請求、通勤手当の虚偽請求、立替払いの虚偽請求)について、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①第三者検収など事実確認の徹底、②証憑類が年度末にまとめて提出されることを防ぐため、証憑類の発行後の提出期限を設定(原則発行後1月以内)などの措置が講じられているが、ガイドライン制定以降も続いた事案であることに鑑み、今後もこれらの取組・体制の運用実態・効果等をモニタリングしつつ、一層維持・発展させるとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p> <p>なお、通報制度の学外への公開方法・手続等について検討・充実を図ることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費の執行要領を取りまとめた冊子「研究支援のご案内」を毎年研究者全員に配布している。本冊子は、研究費執行ルール、事務手続の明確化を常に考え、毎年改訂を行っている。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常勤雇用者(アルバイト)の出退勤管理は、担当事務部署で行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。 ○ 不正防止計画については、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ 機関外からの通報の受付・窓口の周知の方法等について検討すること。 ○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。

機関名	総合所見	今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組	留意事項
関西学院大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に責任体系等を含め、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(図書等の虚偽申請、カラ出張によるプール金)を踏まえ、①研究費の使用ルールの周知と適正執行への意識啓発、②研究費執行手続き(経理処理の集中回避)、③研究出張での出張証拠書類の見直し、④学内研究費による購入物品の全品検収の導入などの措置を講じることにしているが、ガイドライン制定以降の事案も含まれていることに鑑み、これらの措置を着実に履行するとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>また、再発防止策も含め、今後策定予定とされている不正防止計画などの諸事項について、機関内の合意を形成しつつ、実効的な方策として具現化し、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 意識啓発をより一層促していくため、①各学部・研究科等でのFD研修会実施、②法人執行部、大学執行部、部局責任者である各学部長・研究科長、関連各部局の教職員を対象として、外部の監査法人による講演会開催、③機関の研究員や大学院生も含む全研究者、事務職員に対し、不正使用防止リーフレットの作成・配布するなど、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努めている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 今回の不正発生要因を踏まえ、平成25年度から、ガイドライン対象経費に加え、学内研究費についての購入物品についても全品検収を実施することとする。</p> <p>○ 平成25年度から、学部毎のローカルルールの解消等を図るため、管理内容、特に使途等の判断基準の統一化(均質化)、執行手続き・書類の均質化、研究費業務の集約のため、個人研究費予算はすべて研究推進社会連携機構にて一括管理する方式に変更し、研究費管理担当職員の専門性を高め、研究費管理・執行処理の安定性を確保するよう努めている。</p>	<p>○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。</p> <p>○ 今後策定予定とされている不正防止計画については、今回の再発防止策等も含め、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
兵庫医科大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成21年度に「学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程」が制定され、順次、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)を踏まえ、①研究者への研究費適正使用に関する再教育、②検収体制の強化(平成23年11月から、「物流センター」による検収)に変更)、③取引業者に対するコンプライアンスの徹底などの措置が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 「研究活動に係る不正行為に関する取扱規程」において、研究費不正使用・研究活動に関する不正行為を一本化した通報窓口・調査体制等の仕組みが構築されている。</p> <p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 内部監査担当者によるばらつきやチェックもれを防止するため、「公的資金監査チェックシート」及び「公的資金監査管理態勢チェックシート」を作成するとともに、監査時にはチェックシートに基づき、特に注意すべき項目を策定した「監査件別の抜出基準」を参考に検証を行うなど、質の確保に努めている。また、リスクに基づき、監査対象課題を選定するため、13項目の「監査対象課題の選定基準」を策定し、課題選定を行っている。</p>	<p>○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
武蔵丘短期大学	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「公的研究費の取扱いに関する規程」を制定し、責任体系、運営・管理体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、このような事態が確認されたことを踏まえ、全ての購入品の検収を徹底する対応とともに、「研究活動の不正行為への対応に関する規程」の制定などの取組が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組とともに、外部への情報公開などを着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 大学事務局と法人財務部の二重チェック体制の構築とともに、公的研究費の研究すべてが会計監査の対象とされている。</p>	<p>○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ ホームページへの掲載については、基本方針、責任体系、相談・通報窓口(連絡先や手続きを含む)、取引業者に対する処分(取引停止等の取扱・手続きを含む)等、諸規程など、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化、集約化して掲載するなど、充実に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>
【国立高等専門学校】			
東京工業高等専門学校	<p>ガイドラインを踏まえ、平成19年度に「研究費等の管理・監査の実施方針」、「研究費等管理規則」を制定、平成20年度に「研究費等不正防止計画」を策定するなど公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金、差替え)について、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①第三者検収の徹底、②納品物品への検収印の押印又は検収シールの貼付、③監査の強化、④主要取引業者に係る債権・債務額の実合、⑤取引業者に対する誓約書提出の義務付けなどの措置が講じられているが、ガイドライン制定以降も続いた事案であることに鑑み、今後もこれらの取組・体制の運用実態・効果等をモニタリングしつつ、一層維持・発展させるとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 教職員に対してコンプライアンスに関するチェックリストの作成を徹底して公的研究費等が国民の税金などを原資としていることを認識させ、国民への説明責任があるという意識啓発を行っている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 財務会計システムの導入とWebサイトを利用した購入依頼の発生源入力により支出財源の特定を行い、システム上での財源別予算管理の徹底を図るとともに、各教職員が予算執行の状況を把握できるよう整備している。</p> <p>○ 検収後における納品物品のすり替え等を防止する観点から現物への検収印の押印を行っている。納品物の性質上、実物への押印が困難な場合は、押印に代え、検収シールを貼付している。</p> <p>○ 取引業者に不適切な経理を行っていない又は行わない旨の誓約書の提出を義務付けている。</p> <p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する各国立高等専門学校間の相互監査体制を構築し、独自の内部監査に加え、他の国立専門学校の監査員による監査を実施している。</p> <p>○ 取引業者に対して可能な限り売上帳又は売掛台帳の提出を求め、機関で保存する会計資料との比較チェックを行っている。</p> <p>○ 毎年度、主な取引業者の債権・債務額の実合せを行っている。</p>	<p>○ 再発防止策については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。</p> <p>○ ガイドラインの改正内容を踏まえ、必要に応じ、体制等の見直し及び整備・充実に努めること。</p>